

【保存版】ご家庭へお持ち帰りください。

Y U S E I K Y O S A I

ゆうせい 共済

No.431
平成22年4月1日 発行

日本郵政共済組合モバイルサイトを
活用してください！

～ご利用方法～

- ① アドレス(URL)を直接入力
<http://www.yuseikyo-m.jp>
- ② 2次元コード(QRコード)から読み取り



※2次元コード対応の
カメラ付き携帯電話
をご利用ください。

新規採用の皆さまへ

- 1 新たに採用された方にご提出いただく書類(該当する方に限ります) 2
- 2 新規採用後、年金事務所(旧社会保険事務所)から国民年金保険料の催促等があった場合
及び国民年金保険料を「口座引落」としている場合の手続等について 3

新たな年度を迎えます ～時節のお知らせ～

- ご家族が退職・就職したときには、被扶養者申告書の提出をお忘れなく！ 4
- 「扶養親族届」で被扶養者証(保険証カード)は発行されませんので、書類提出先はお間違いなく！ 6
- 共済組合掛金率の改定 6
- 平成22年度特定健康診査・特定保健指導の実施について 7

制度改正等のお知らせ

- ① 育児休業手当金の改正 8
- ② 平成22年4月1日からセントラルスポーツ(株)と利用提携します 9
- ③ かんぽの宿等が利用しやすくなりました 10

知っておくと
便利だね。



- レクリエーション助成について 10
- ジェネリック医薬品をご存知ですか？ 11
- 動態統計調査にご協力をお願いします 11
- KKRから「共済年金見込額のお知らせ」が送付されます 12
- 日本郵政共済組合学生寮の閉鎖のお知らせ 12
- 平成22年度送金スケジュールのお知らせ 12
- 組合員証等は退職時に返納してください！ 14

共済センターへの各種申請、届出及び請求等の書類送付にあたってのお願い 14

日本郵政共済組合(共済センター)へのご連絡先など 14



今からの一歩がゆとりの一歩！
公的年金を補完する『みらい』で
早いうちからコツコツ積み立てましょう。
月払2口(2,000円)から加入できます。

団体積立
年金保険

「みらい」 募集開始！



15ページを
ご覧ください。

新規採用の皆さまへ

日本郵政グループ各社への採用、おめでとうございます。

日本郵政グループ各社に社員（期間雇用社員や短時間勤務の高齢再雇用社員を除きます。以下同じ。）として新規採用された日から日本郵政共済組合の組合員となり、給与から共済組合掛金が控除され、共済組合の各種サービスを受けることができます。

組合員ご本人の組合員証（保険証カード）は、新たに社員となった際に、日本郵政グループ各社が使用する総合人事情報システムに登録された情報（居住地住所、氏名、生年月日、性別、採用年月日等）が共済組合のシステムに接続されて発行（注3）していますので、特段の手続きは必要ありません。ただし、扶養家族がいるなど、以下のいずれかに該当する場合は、該当する書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。

なお、共済組合への書類の提出（各種申請書や届出）は、勤務先を経由することなく、組合員ご本人が共済組合ホームページから様式をダウンロードするか、共済組合コールセンターへ連絡して取り寄せていただいた上、直接、共済センターに送付していただくことになっておりますので、申請・届出のもらえないよう注意してください（郵送料は組合員負担となります）。

1 新たに採用された方にご提出いただく書類（該当する方に限ります）

提出様式名	提出が必要となる方	様式通番/担当
(1) 基礎年金番号届出書	基礎年金番号が付番されている次の方。 1. 採用時20歳以上の方。 2. 採用時20歳未満の方で、公的年金制度に加入歴がある方。 既に日本年金機構（旧社会保険庁）から年金手帳が送付されている方はこの届出書を提出してください。 また、年金手帳の紛失等により、基礎年金番号が不明な場合は年金事務所（旧社会保険事務所）で再発行の手続きをしてください。	組合員資格様式の「資格管理-02」 （担当：標準報酬担当）
(2) 被扶養者申告書及び確認資料 ※必ず採用日から30日以内に提出してください。	採用時、扶養家族（被扶養者）がいる方 ※4ページの「ご家族が退職・就職したときには、被扶養者申告書の提出をお忘れなく！」をご確認ください。	組合員資格様式の「被扶養者-01」 （担当：被扶養者・任継担当）
(3) 国民年金第3号被保険者該当届 ※(2)被扶養者申告書及び確認資料と併せて送付してください。	20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定の申請をする方	組合員資格様式の「国民年金-01」 （担当：被扶養者・任継担当）
(4) 組合員異動報告書（その1） ※勤務先担当者が作成し提出する書類です。	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、日本郵政株式会社の宿泊関係（宿泊事業部、かんぽの宿等）に採用された方。これら総合人事情報システム管理対象外の事業所に採用された方について提出が必要になります。	組合員資格様式の「資格管理-01」 （担当：標準報酬担当）
(5) 組合員転出・転入届出書	地方公務員等他共済組合から引き続き日本郵政共済組合の組合員となった方	年金様式の「組合員転出・転入届出書」 （担当：年金担当）
(6) 前歴報告書	共済組合の加入記録のある方で日をおいて採用された方	年金様式の「前歴報告書」 （担当：年金担当）

（注1）提出書類は共済組合ホームページの「届出・申請用紙一覧」にあります。

（注2）書類の送付先は14ページに記載しています。

（注3）組合員証（組合員本人の保険証カード）は、4月中旬以降、ご自宅（総合人事情報システムに登録された居住地住所）あてに簡易書留で郵送します。なお、4月1日に新たに採用された場合は研修センター等に一括で送付することがあります。

（注4）組合員被扶養者証（被扶養者の保険証カード）は、上記（2）の「被扶養者申告書」等の書類を共済センター（被扶養者・任継担当）へ提出し、被扶養者として認定されなければ交付されません。組合員被扶養者証発行までの期間は、申告書類提出後、不備等がなければ約2週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

（注5）組合員証又は組合員被扶養者証の交付を受けるまでの間に、医療機関で診療を受ける場合は、お手数ですが、医療費全額をいったんお支払いいただき、給付様式の「療養費・家族療養費・高額療養費請求書」に「診療報酬領収済明細書・歯科」又は「診療報酬領収済明細書・医科」を添付して、医療費の還付を共済センター（給付担当）あてに請求してください。

新規採用後、年金事務所(旧社会保険事務所)から 国民年金保険料の催促等があった場合及び国民年金 保険料を「口座引落」としている場合の手続等について

日本郵政グループ会社の社員として採用されると、同時に共済組合員の資格を取得し、国民年金分も含めた保険料(共済掛金)が給与から天引きされますので、各種通知書等によりご本人が別に国民年金保険料を支払う必要はありません。社員として採用されているにもかかわらず、年金事務所から国民年金保険料の催促等があった場合は、下表①のとおり対応してください。

なお、再度の催促等を受けないためには、社員となる前の国民年金の加入者(被保険者)種別に応じて下表②の手続が必要です。

日本郵政グループ会社の社員として採用され共済組合員の資格を取得した情報は、日本郵政共済組合から国家公務員共済組合連合会(KKR)を経由し日本年金機構に通知されます。この間、約4か月かかります。このタイムラグのため、支払う必要のない国民年金保険料の納付催促が行われるものですので、下表①及び②のとおり対応をお願いします。

なお、催促等により国民年金保険料を払ってしまった方については、共済組合員の資格取得情報が日本年金機構に通知された後、年金事務所から保険料の還付手続に関する案内が送付されますのでご安心ください。

表①＜国民年金保険料納付の催促等があった場合の対応方法＞

年金事務所からの通知内容	催促等があった場合の対応方法
①-1 国民年金保険料・領収(納付受託)済通知書	国民年金分も含めた保険料が給与から天引きされるため支払う必要はありませんので、放置して構いません。
①-2 国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)	なお、再度の催促等を受けないためには、社員となる前の国民年金の加入者(被保険者)種別に応じて下表②の手続が必要です。
①-3 第1号・第3号被保険者資格取得勧奨通知などが郵送されてきた。	(再度の催促等を受けても特に構わない方はあえてこれらの手続をとる必要はありません。)
①-4 国民年金保険料を納付するよう電話(又は訪問)による催促を受けた。	日本郵政共済組合に加入している旨を回答してください。 なお、訪問による催告の場合は、共済組合員証を提示してください。

表②＜再度の催促等を受けないための手続＞

社員となる前の国民年金被保険者種別	再度の催促等を受けないための手続
②-1 学生(20歳以上)や自営業者など国民年金第1号被保険者であった方	ご本人が市区町村又は年金事務所に国民年金第1号被保険者の資格喪失届を提出します。 ※国民年金保険料を口座から自動引落で納入している方は廃止届を金融機関に提出します。
②-2 会社員などの国民年金第2号被保険者(厚生年金の被保険者や共済組合の組合員)であった方	年金事務所から第1号・第3号被保険者資格取得勧奨通知が送付されますので、適宜用紙に「平成※年※月※日共済組合員の資格を取得した」旨を記入し、組合員証の写しとともに送付元である年金事務所に郵送してください。
②-3 会社員などの国民年金第2号被保険者で国民年金第3号被保険者(会社員などが扶養する配偶者)がいた方 ※配偶者へ催促等があったとき	※郵政グループ会社の社員となった方で採用前に国民年金第3号被保険者で(被扶養配偶者)がおり、採用後も配偶者が被扶養者に認定された方は「平成※年※月※日共済組合員の被扶養者に認定されているため国民年金第3号被保険者に該当している」旨を記入し、組合員被扶養者証の写しとともに送付元である年金事務所に郵送してください。

新たな年度を迎えます ～時節のお知らせ～

ご家族が退職・就職したときには、被扶養者申告書の提出をお忘れなく！

年度の変わり目を迎え、ご家族(被扶養者)の方が退職・就職等により現在の扶養状況に変更があったときは、**「被扶養者申告書」に確認資料(写)を添付の上、事実発生日から30日以内に共済センターへ提出してください。**

1. 被扶養者とは

組合員の収入によって生活している子供や配偶者などの家族は、「被扶養者」として医療などの保険給付を受けることができますが、被扶養者になるためには法律などで決まっている一定の条件を満たす必要があります。

また、会社の扶養手当や税法上の扶養親族の認定とは基準が異なります。

2. 被扶養者の認定基準

被扶養者として認定を受けるためには、次の要件すべてを満たす必要があります。

また、次の認定要件に沿って被扶養者の収入状況及び組合員が扶養しなければならない状況等を総合的に見た上で、被扶養者に該当するかを判断します。

■被扶養者として認定できる範囲内にいる人(三親等内の親族)

※1 配偶者(内縁含む。)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹(直系尊属)

※2 前記※1以外の三親等内の親族(義父母、兄姉等)、内縁の配偶者の子及び父母で、組合員と同居していることが条件です。

■主として組合員の収入で生計を維持している人

《組合員がその家族の生活費の半分以上を負担していること》

■他の健康保険に加入していない人

■所得が定められた限度内にある人

《向こう1年間の所得推計額が130万未満(月額108,333円以下)であること》

ただし、60歳以上の年金受給者及び障害年金受給者(年齢制限なし)は特例措置により180万円未満(月額150,000円未満)であること。

(1) 所得とは、その方の年間における * 総収入金額です。

- * ・給与所得の場合は給与所得控除前の金額となります。
- ・事業所得、不動産所得等の場合には、所得税法上の必要経費とは異なり、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除した金額となります。

- ・給与収入(通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む。)
- ・雇用保険の失業等給付(ただし、基本日額3,612円以上の給付がある期間は、失業給付だけで総収入限度額を超えていることになり、その間は被扶養者になれません。)
- ・年金収入(厚生・国民・共済・農業・船員・各種の恩給・企業・労災補償また、非課税扱いの遺族・障害・個人年金等)
- ・事業収入(農業・漁業・商業・工業等の自営業、また、保険の外交等の自由業に基づく所得等)
- ・不動産収入(土地・家屋・駐車場等の賃貸収入等)
- ・健康保険等から支給される傷病手当金
- ・その他(利子収入【預貯金、有価証券利子等】、投資収入【株式配当金等】、雑収入【原稿料、印税、講演料等】、組合員以外の者からの仕送り【養育費・生計費等】、その他継続性のある収入等)

ただし、一時的所得(退職金や不動産売却金等)については、所得額には含みません。

(2) 被扶養者の年間収入算出について

パート等で毎月の収入に変動がある場合は、連続する3か月の平均額が108,333円以下であることが条件になります(通勤手当等を含む総支給額〔控除前〕で算出します)。

なお、連続する3か月の平均額が108,334円以上となった場合、その状態が引き続くとみなし、3か月目の給与支給日から被扶養者の資格を取消す必要がありますので、ご注意ください。

※採用時の雇用契約書等で年間収入が130万円(月額108,334円)以上となる場合は、採用日から認定することができません。

例

《3か月の平均の算出方法》

・ 4月+5月+6月の総支給額の平均 < 108,334円の場合
(130万円未満の者として6月の給与支給日から認定)

・ 5月+6月+7月の総支給額の平均 ≥ 108,334円の場合
(130万円以上として7月分の給与支給日で取消)

※以降連続する3か月の総支給額の平均が108,334円以上となった場合、又は以上となると予測される場合は、被扶養者を取消す必要があります。

・ 10月+11月+12月の総支給額の平均 < 108,334円の場合
(130万円未満の者として12月分の給与支給日から再度認定)

※連続する直近3か月の総支給額から、向こう1年間の年収見込み額を推計します。

3. 新たに被扶養者にしたいとき

■採用時に被扶養者がいる場合 ■結婚したとき ■子どもが生まれたとき

(以下、家族の収入等が変わったとき)

■自営業を廃業したとき ■退職したとき ■同居したとき ■収入が減少したとき ■雇用保険の支給が終了したとき等

注意 事実発生日から30日を超えて「被扶養者申告書」を提出された場合は、共済組合が届出を受けた日(共済組合受付日)が認定年月日になりますので、ご注意ください。

4. 被扶養者を扶養から外したいとき

■就職したとき ■離婚したとき ■子ども等が結婚したとき

■別居したとき ■他の健康保健に加入したとき ■死亡したとき

■雇用保険(月額3,612円以上)の受給を開始したとき等

■後期高齢者となったとき(75歳以上の方〔一定以上の障害のある方は65歳以上〕)

■収入が増加したとき(収入とは、給与(通勤手当等含む)、年金、不動産、事業、雇用保険等)

※1 月額108,334円(年収130万円÷12月)以上の収入のある場合

ただし、障害年金受給者(年齢制限なし)及び60歳以上の年金受給者の特例措置該当者の方は月額150,000円(年収180万円÷12月)以上

※2 事業収入(農業、商業等)及び不動産所得等については、所得税法上の必要経費とは異なり、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除した金額となります。確定申告により所得限度額を超えていることが判明した場合は認定取消の手続きをしてください。

注意 当該被扶養者の方の被扶養者証(保険証カード)を共済組合へ返納してください。

被扶養者として資格を喪失した日以降、被扶養者証(保険証カード)を使用して医療機関を受診した場合は、共済組合が負担した医療費等について返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

【担当:被扶養者・任継担当】

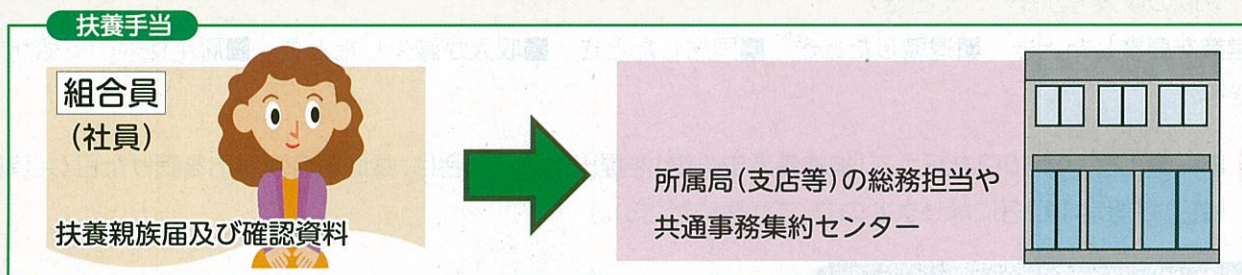
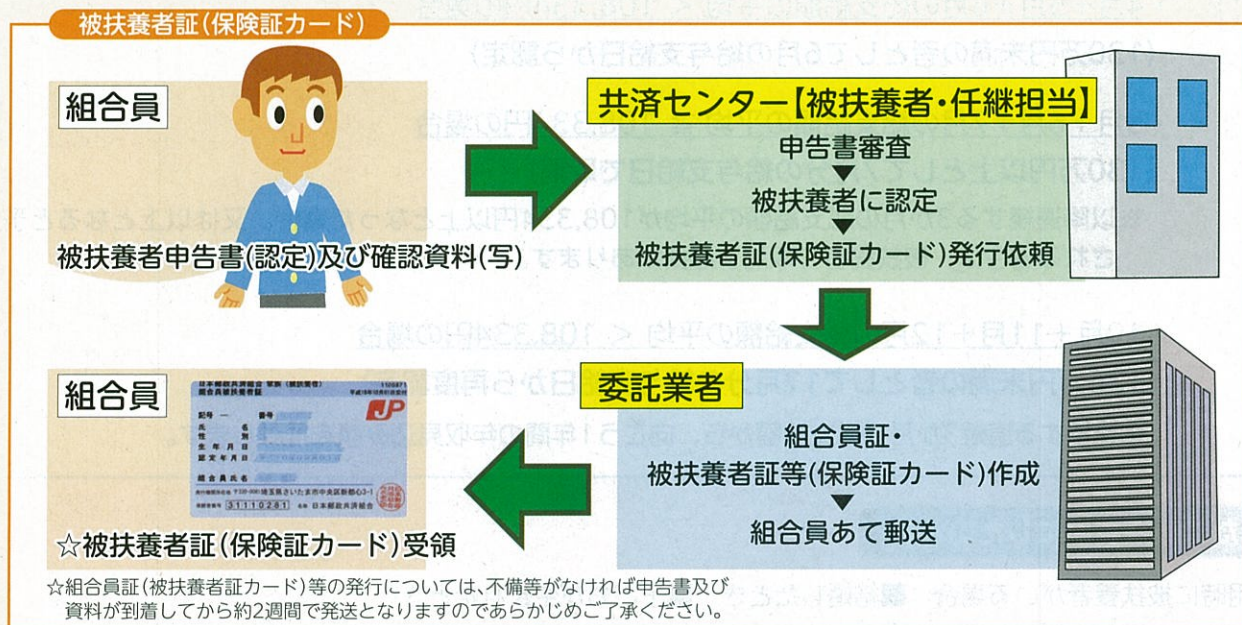
「扶養親族届」で被扶養者証(保険証カード)は発行されませんので、書類提出先はお間違いなく!

～扶養手当を受けるための「扶養親族認定手続」とは別の手続が必要です!～

扶養手当受給手続きの「扶養親族届」を所属局支店等の総務担当や共通事務集約センター等へ提出した
だけでは、組合員被扶養者証(保険証カード)は発行にはなりませんので、ご注意ください。

組合員被扶養者証(保険証カード)の発行を受けるためには、共済組合(共済センター)へ「被扶養者申告
書(認定)」を提出し被扶養者に認定されることが必要です。

※扶養手当受給(取消)の手続きをするときは、「被扶養者認定(取消)」の手続きも忘れずに行ってください。



【担当:被扶養者・任継担当】

共済組合掛金率の改定

共済掛金	改定後	現行
短期掛金率(※)	33.00/1000	33.33/1000
介護掛金率	4.47/1000	3.76/1000
長期掛金率	長期掛金率は平成22年9月から77.54/1000に改定されます。	

平成22年4月から共済組合掛金率が改定されます。

(※)短期掛金率は、医療費等に要する費用の財源と人間ドック助成等の福祉事業に要する費用の財源から成り立っていますが、今回の改定は福祉事業に要する費用の財源が1.03/1000から0.7/1000へ引き下げられることによります。

注意 共済組合掛金率は原稿作成段階(2月)の予定率です。

【担当:標準報酬担当】

平成22年度特定健康診査・特定保健指導の実施について

(被扶養者の方にも組合員本人から必ずお知らせください)

生活習慣病を予防・発見するための特定健康診査と、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の改善・予防を目的とする特定保健指導を実施します。

※特定健康診査の受診及び特定保健指導の利用は義務ではありませんが、健康のためにもぜひご利用ください。

特定健康診査について(組合員本人には特に手続はありません。)

1 特定健康診査の対象者(次の(1)と(2)の両方を満たす場合に限り、対象者となります。)

(1) 組合員・任意継続組合員とそれぞれの被扶養者の方で、平成22年度に満40歳から74歳になる方(昭和11年4月1日から昭和46年3月31日生まれ)

※75歳になる方(昭和10年4月1日から昭和11年3月31日生まれ)は、誕生日の前日までに特定健康診査を受診できる場合に限り対象

(2) 受診当日、組合員資格を喪失していないこと、又は、被扶養者認定を取消されていないこと

※資格喪失日又は被扶養者認定取消日以降に特定健康診査を受診した場合は、後日、受診料(全額)を支払っていたことがあります。さかのぼって組合員資格を喪失した、又は、被扶養者認定を取消された場合も同様です。

2 特定健康診査の受診方法

(1) 組合員本人

事業所で実施する定期健康診断を受診してください。定期健康診断を受診することにより特定健康診査を受診したことに代えますので、特に手続はありません。

(2) 被扶養者と任意継続組合員(その被扶養者を含む。)

対象者全員の方に特定健康診査受診券(受診券)を発行します

①これまで受診券を発行する際に、「特定健康診査受診券発行申請書」(申請書)を共済センターにご提出いたしておりましたが、平成22年度は対象者全員の方に受診券を発行する予定です。※申請書の提出は不要です。

7月頃から順次発送を予定しております。特定健康診査を受診する予定の方は、受診券到着までお待ちください。

②受診券が到着したら、同封されている健診機関一覧表の中から、受診を希望する健診機関を選択し、健診機関に特定健康診査の予約をしてください。

※受診当日、組合員資格を喪失している、又は、被扶養者認定を取消されている場合は、受診券を使用できません。

裁断等により破棄してください。

③予約した健診機関で受診してください。

※受診料の自己負担はありません。

※特定健康診査以外の検診(乳がん・子宮がん検診など)をあわせて受診する場合は、自己負担が発生する場合があります。詳しくは健診機関にお尋ねください。

④受診結果が健診機関等から送付されます。

※受診者本人に「特定健康診査受診結果通知表」として送付されます。また、この健診結果は特定保健指導の対象者の選定等を行うために、共済組合にも電子データで通知されます。

※なお、平成22年4月から6月末までの間に特定健康診査を受診したい方は、次の方法により受診券の発行申請をしてください。

①「特定健康診査受診券発行申請書」(申請書)を共済組合ホームページからダウンロードしてください。

※インターネット環境がない方は共済センターに電話で請求してください。

②申請書のチェック項目を確認し、必要事項を記入してください。

※チェック結果が全て「はい」の方に限り受診券を発行します。

③申請書を送付してください。

※受診希望日の約20日前には共済センター(助成担当)に到着するよう余裕をもって送付してください。

特定保健指導について

特定保健指導とは、特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方を対象に、生活習慣を見直すサポートを行うものです。

1 特定保健指導の対象者 次の(1)～(3)のすべてを満たす場合に限り、対象者となります。

- (1) 定期健康診断又は特定健康診査の結果を、メタボリックシンドローム診断基準と特定保健指導階層化基準(共済組合ホームページ又は「ゆうゆうライフMY共済'09」をご覧ください)に照らし、特定保健指導の対象となった場合
- (2) (1)のうち共済組合が指定する条件(年齢等)に該当した場合
- (3) 利用当日、組合員資格を喪失していないこと、又は、被扶養者認定を取消されていないこと

2 特定保健指導の利用方法

(1) 組合員本人

対象となった方には、郵政健康管理センターからの連絡により、動機付け支援又は積極的支援のどちらかを受けさせていただきます(条件に該当しない方には連絡しません)。

※利用料の自己負担はありません。

(2) 被扶養者と任意継続組合員(その被扶養者を含む。)

- ①対象となった方には、共済センターから特定保健指導利用券(利用券)とお知らせ等を送付します(条件に該当しない方には送付しません)。

※利用当日、組合員資格を喪失している、又は、被扶養者認定を取消されている場合は、利用券を使用できません。裁断等により破棄してください。

資格喪失日又は被扶養者認定取消日以降に特定保健指導を利用した場合は、後日、利用料(全額)を支払っていただくことがあります。さかのぼって組合員資格を喪失した又は被扶養者認定を取消された場合も同様です。

※積極的支援における期間(3～6ヶ月)中に組合員資格を喪失した又は被扶養者認定を取消され、その後も引き続き特定保健指導を利用される場合、資格喪失日又は被扶養者認定取消日以降の利用料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

- ②利用券が到着したら、同封されている実施機関一覧表の中から、利用を希望する実施機関を選択し、実施機関に特定保健指導の予約をしてください。

- ③予約した実施機関で特定保健指導を受けてください。

※利用料の自己負担は3割です。初回に実施機関等の窓口でお支払いください。なお、料金は実施機関により異なります。利用前に実施機関にご確認ください。

- ④指導結果が実施機関等から送付されます。共済組合にも電子データで通知されます。

【担当:助成担当】

制度改正等のお知らせ

① 育児休業手当金の改正

雇用保険法の改正により雇用保険から支給される「育児休業給付」の給付内容が変わりましたが、国家公務員共済組合法も同様に改正され、平成22年4月1日以降に育児休業を開始した方に支給される「育児休業手当金」が次のとおり改正されました(改正の主旨は雇用保険・共済組合どちらの制度も同じです)。

＜「育児休業手当金」の改正内容＞

◎子が1歳未満(一定の事由により1歳6か月未満)の間の育児休業中に支給する「育児休業手当金(その1)」と、その「育児休業手当金(その1)」の支給対象期間終了後6か月経過後に支給する「育児休業手当金(その2)」を統合し、全額、子が1歳未満又は1歳6か月未満の間の休業期間中に支給します。

◎平成22年3月31日までとされていた給付率引上げ(標準報酬の日額40%→50%)が、当分の間延長されます。

【平成22年4月1日以降に育児休業を開始した場合の給付率等】

改正前		改正後
「育児休業手当金(その1)」	標準報酬の日額×100分の30	「育児休業手当金」 標準報酬の日額×100分の50
「育児休業手当金(その2)」	標準報酬の日額×100分の20	

(注) 平成20年10月1日以降に育児休業を開始した方は、勤務先事業所を通じてハローワーク(公共職業安定所)へ「育児休業給付」を請求することになっており、共済組合からの支給はありませんので、改正の詳細については、勤務先事業所又はハローワークにお問い合わせください。

ただし、平成19年9月30日以前から引き続き共済組合員である方で、休業前の勤務実績が少ないなどによりハローワークから「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付された方には、共済組合から「育児休業手当金」が支給されます。

【担当:給付担当】

②平成22年4月1日からセントラルスポーツ(株)と利用提携します

平成22年4月1日から、日本郵政共済組合がセントラルスポーツ(株)の会員制スポーツクラブの法人会員となります。利用対象の方は法人会員利用料金で当該クラブを利用できます。

1 利用対象施設

セントラルスポーツ直営クラブ及び提携クラブ

詳細はホームページ <http://www.central.co.jp/corporate/use.html> をご覧いただくか、法人会員専用ダイヤル TEL:03-5543-1819 にお問い合わせください(月～金9:30～18:00/祝日除く)。

2 利用対象者

共済組合員及び任意継続組合員並びにその被扶養者で各施設の年齢制限を満たす方。

3 利用方法

施設を利用するには、「個人登録カード」(以下「カード」という。)の作成が必要になります。

(1)入会手続き

① 近くにセントラルスポーツ直営クラブがある場合

セントラルスポーツ直営クラブに来館



レセプションでカード発行手続き



クラブでカード発行



※カード発行まで1～2週間程度かかります。それまでの期間は、紙の仮カードを発行し、利用可能クラブは仮カード発行クラブのみとなります。

② 近くにセントラルスポーツ直営クラブがない場合

※提携クラブでは、カードの発行ができません。

セントラルスポーツお客様専用ダイヤル
(TEL:03-5543-1819) まで電話で、
「カード作成申込書」を取り寄せてください



セントラルスポーツより、カード作成申込書を送付



必要事項を書いた申込書に、顔写真を同封し
返信用封筒で返送



セントラルスポーツ法人
事業部でカード発行し郵送



※カード申込みから作成・送付まで、3～4週間程度かかる場合があります。

(2)入会手続きに必要なもの

①共済組合員証、②認印、③カード発行料(ICチップ 無) 525円

(3)利用料

利用料は施設により異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

また、タオル等レンタルした場合は、別途料金がかかります。

(4)その他

①カードの紛失・再発行は再発行手数料が必要です(発行手数料は返却できません)。

②共済組合員資格喪失、カードが不要となった場合はカードをセントラルスポーツへ返却してください。

【担当:助成担当】

③ かんぽの宿等が利用しやすくなりました～日本郵政共済組合員又はその被扶養者であれば割引が受けられます～

かんぽの宿、かんぽの郷又はラフレさいたまに宿泊する場合は、宿泊料金から1人1泊あたり次の額を差し引いた料金で利用することができます。(平成22年4月1日宿泊分から)

1 利用対象施設

(1) かんぽの宿又はかんぽの郷 2,000円の割引

(日本郵政株式会社から500円、日本郵政共済組合から1,500円を助成)

(2) ラフレさいたま 1,500円の割引(日本郵政共済組合からの助成のみ)

ただし、次のような場合は助成の対象外となります。

- ・出張や赴任等の業務を目的とする利用
- ・転居を目的とする利用
- ・レクリエーションサークル連盟主催の全国又は地方大会に参加することを目的とする利用
- ・その他共済組合員及びその被扶養者の健康保持増進を目的とするものとは認め難い利用

2 利用者の範囲

共済組合員(任意継続組合員を含む)及びその被扶養者

3 利用方法

(1) 利用者は施設へ直接連絡をして予約してください。その際、日本郵政共済組合の組合員又は被扶養者であることを伝えてください。

(2) 利用者は、チェックイン時に利用者全員の「共済組合員証(被扶養者証)」を提示するとともに、施設に備え付けの用紙に必要事項を記入してください。

4 その他

(1) かんぽの宿及びかんぽの郷は次の期間は1,500円の割引になります。

平成22年5月1日(土)～4日(火)

8月13日(金)～15日(日)

12月31日(金)～平成23年1月3日(月)

なお、施設によっては、この期間とは別に期間を設定している場合もあります。詳しくは施設にご確認ください。

(2) かんぽの宿・KKR宿泊施設利用手帳を利用する場合は、(1人1泊5000円限度)助成カードの利用とは別に500円の割引になります。ただし、(1)の期間にかんぽの宿又はかんぽの郷を利用する場合は、500円の割引はありません。

(3) 1泊2食未満のサービスを利用する場合又は6歳以下(小学生を除く)の利用の場合は割引はありません。

詳しくは、各施設にお問い合わせください。

かんぽの宿HP <http://www.kanponoyado.japanpost.jp/>

【担当:助成担当】

レクリエーション助成について

社内レクリエーション及びサークルレクリエーション(地方・全国大会)助成は、社内、地方、全国のそれぞれで年度内1回限りの助成です。

なお、サークルレクリエーション(地方大会)について、次の場合は原則として、助成対象となるのはどちらか一方の大会に限ります。

(例1) ④異なる地方のサークル(同競技)が合同で地方大会を実施し、これとは別に、⑧それぞれの地方で個別に実施する場合。

(例2) ④同じ地方にあるサークル団体のうち、異なる競技種目の団体が合同で地方大会を実施し、これとは別に、⑧それぞれの競技種目で個別に地方大会を実施する場合。

(例1)(例2)とも、サークルレクリエーション団体が、地方レクリエーション助成を2回受けることになるため、④又は⑧のどちらか一方に限り助成します。

【担当:助成担当】

ジェネリック医薬品をご存知ですか？

◇ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、厚生労働省によって先発医薬品(新薬)と同等と認められた医薬品のことです。日本で最初に発売された「新薬」は20～25年間の特許権の存続期間中は、開発メーカーが独占販売することができますが、特許権の存続期間経過後は、後発メーカーが新薬と同じ成分、同じ効果のものを厚生労働省に承認申請し、安全性試験等の基準をクリアすれば製造承認を受けられます。

こうして、後発メーカーによって製造販売される薬が「ジェネリック医薬品」です。

ジェネリック医薬品は新薬と比べて、開発・研究にかかる時間や費用が少なくすむので、安価で入手することができます。

◇ 組合員(患者)の利点

共済組合員証を使用してジェネリック医薬品を購入した場合、負担割合は変わりませんが、お薬代が安価になることで負担が軽減されることになります。

◇ 留意いただきたいこと

- ・主治医や薬剤師の判断でジェネリック医薬品の使用が認められない場合があります。
- ・すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。
- ・どこの調剤薬局でも取り扱っているわけではありません。
- ・お薬の種類によって薬価は異なります。ジェネリック医薬品への切り替えにより、お薬自体の価格は下がっても、自己負担額がそれまでとあまり変わらない場合もあります。金額についても事前に主治医又は薬剤師に相談することをおすすめします。

◇ ジェネリック医薬品相談カードをご活用ください

ジェネリック医薬品について主治医や薬剤師に相談したいときは、この「ジェネリック医薬品相談カード」を組合員証、診察券、処方せん等と一緒に病院や調剤薬局の窓口等で提示すると、相談もスムーズに行えます。ぜひ、ご活用ください。

※紙面をコピーして切り取ってご利用ください。

1 医療機関の近く等薬局で処方薬をもらう場合(院外処方)

処方せんの「後発医薬品への変更不可」の欄に医師の署名がなければ、先発医薬品にかえてジェネリック医薬品の調剤が認められます。まず、ジェネリック医薬品を利用できるかどうか、**主治医、薬剤師とよく相談をしましょう。**

2 医療機関内でお薬をもらう場合(院内処方)

組合員証や診察券等と一緒に相談カードを出すか、主治医に提示して「私のお薬を、ジェネリック医薬品に変更することはできますか？」等と相談してみましょう。

「ジェネリック医薬品相談カード」

(表面)

(裏面)

医師・薬剤師の先生へ
**ジェネリック医薬品について
相談させてください。**

日本郵政共済組合



●わたしのお薬をジェネリック医薬品に
変更することは可能ですか？

《このカードは組合員証・診察券などと
一緒にお戻しください。》

氏名

【担当：給付担当】

動態統計調査にご協力をお願いします

国家公務員共済組合連合会(KKR)では、長期給付(年金給付)に要する費用を算出する基礎資料として、毎年1回「動態統計調査」を行っています。国家公務員共済組合連合会(KKR)からの依頼を受け、日本郵政共済組合では、4月中旬頃より調査対象(在職中組合員の約2割程度)の皆様あてに調査票を送付させていただく予定です。調査票がお手元に届きましたら、ご協力をよろしくお願いいたします。

KKRから「共済年金見込額のお知らせ」が送付されます

国家公務員共済組合連合会 (KKR) から、退職共済年金の受給世代に近づいた58歳の現役の組合員 (昭和26年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた方で平成22年3月1日現在組合員である方) の皆様に、退職共済年金見込額や年金加入記録などを記載した「共済年金見込額のお知らせ」が、3月下旬頃ご自宅あてに送付されます。退職後の生活設計にぜひお役立てください。(ただし、離婚分割により標準報酬等の改定が行われている方及び組合員期間のデータ整備中(原票移管中)である方等を除きます。)

◆送付対象者、送付方法及び送付時期

1. 送付対象者	58歳の現役組合員 (昭和26年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた方で平成22年3月1日現在組合員である者)
2. 送付方法	連合会に登録されている住所へ直接送付
3. 送付時期	平成22年 3月下旬

※ご自宅に配達できなかった場合は、勤務先あて (あて名は組合員本人) に再送させていただきます。

また、旧住所、旧姓等で送付された方は、当共済組合及びKKRに登録の住所、氏名データを修正する必要がある場合がありますので、勤務先の総務担当者等に「居住地変更届」、「氏名変更届」を提出してください。これらの届けにより各会社のデータとともに共済組合及びKKRのデータも修正されます。「居住地変更届」、「氏名変更届」の様式については、勤務先の総務担当者等へお尋ねください。

なお、勤務先において既に、住所・氏名変更に関する所定の手続きをしている方は、お手数ですが、共済センター
[電話：048-600-1050(代表)]までご連絡ください。

日本郵政共済組合学生寮の閉鎖のお知らせ

日本郵政共済組合で運営してきました「調布学生寮」及び「溝ノ口学生寮」は、3月末をもって閉鎖しましたのでお知らせいたします。

【担当：宿泊・貸付担当】

平成22年度送金スケジュールのお知らせ

貸付、短期給付及び検診助成金等の送金スケジュールをお知らせいたします。

1. 貸付金送金スケジュール

申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日
2月19日(金)	4月5日(月) (4月第1回)	6月23日(水)	8月5日(木) (8月第1回)	10月21日(木)	12月6日(月) (12月第1回)
3月8日(月)	4月20日(火) (4月第2回)	7月8日(木)	8月20日(金) (8月第2回)	11月5日(金)	12月20日(月) (12月第2回)
3月23日(火)	5月10日(月) (5月第1回)	7月26日(月)	9月6日(月) (9月第1回)	11月19日(金)	1月11日(火) (1月第1回)
4月2日(金)	5月20日(木) (5月第2回)	8月9日(月)	9月21日(火) (9月第2回)	12月1日(水)	1月20日(木) (1月第2回)
4月20日(火)	6月7日(月) (6月第1回)	8月20日(金)	10月5日(火) (10月第1回)	12月17日(金)	2月7日(月) (2月第1回)
5月10日(月)	6月21日(月) (6月第2回)	9月3日(金)	10月20日(水) (10月第2回)	1月6日(木)	2月21日(月) (2月第2回)
5月24日(月)	7月5日(月) (7月第1回)	9月21日(火)	11月5日(金) (11月第1回)	1月21日(金)	3月7日(月) (3月第1回)
6月7日(月)	7月20日(火) (7月第2回)	10月7日(木)	11月22日(月) (11月第2回)	2月4日(金)	3月22日(火) (3月第2回)

※ 申込締切日は、共済センターへ書類が到着する日

【担当：宿泊・貸付担当】

2. 短期給付金送金スケジュール

請求締切日等		送金予定日
【高額療養費等】 医療機関から共済組合に送付される診療報酬明細書(レセプト) に基づき算定し支給するもの ＜請求書の提出は不要・毎月1回送金＞	【左記の高額療養費等以外の短期給付金】 「地方自治体助成対象者届出書」を提出して共済組合から高額 療養費等が支給停止になっているが地方自治体の助成対象外の 診療で高額療養費等の支給を受けるもの等を含む ＜請求書の提出が必要・毎月2回送金＞	
平成21年12月診療 ※平成22年2月に共済組合へ到着したレセプト	3月5日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	4月5日(月)
—	3月19日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	4月20日(火)
平成22年1月診療 ※平成22年3月に共済組合へ到着したレセプト	4月5日(月)までに共済センターへ請求書が到着したもの	5月10日(月)
—	4月20日(火)までに共済センターへ請求書が到着したもの	5月20日(木)
平成22年2月診療 ※平成22年4月に共済組合へ到着したレセプト	4月30日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	6月7日(月)
—	5月20日(木)までに共済センターへ請求書が到着したもの	6月21日(月)
平成22年3月診療 ※平成22年5月に共済組合へ到着したレセプト	6月4日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	7月5日(月)
—	6月18日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	7月20日(火)
平成22年4月診療 ※平成22年6月に共済組合へ到着したレセプト	7月5日(月)までに共済センターへ請求書が到着したもの	8月5日(木)
—	7月20日(火)までに共済センターへ請求書が到着したもの	8月20日(金)
平成22年5月診療 ※平成22年7月に共済組合へ到着したレセプト	8月5日(木)までに共済センターへ請求書が到着したもの	9月6日(月)
—	8月20日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	9月21日(火)
平成22年6月診療 ※平成22年8月に共済組合へ到着したレセプト	9月3日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	10月5日(火)
—	9月17日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	10月20日(水)
平成22年7月診療 ※平成22年9月に共済組合へ到着したレセプト	10月5日(火)までに共済センターへ請求書が到着したもの	11月5日(金)
—	10月20日(水)までに共済センターへ請求書が到着したもの	11月22日(月)
平成22年8月診療 ※平成22年10月に共済組合へ到着したレセプト	11月5日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	12月6日(月)
—	11月19日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	12月20日(月)
平成22年9月診療 ※平成22年11月に共済組合へ到着したレセプト	12月3日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	1月11日(火)
—	12月20日(月)までに共済センターへ請求書が到着したもの	1月20日(木)
平成22年10月診療 ※平成22年12月に共済組合へ到着したレセプト	1月5日(水)までに共済センターへ請求書が到着したもの	2月7日(月)
—	1月20日(木)までに共済センターへ請求書が到着したもの	2月21日(月)
平成22年11月診療 ※平成23年1月に共済組合へ到着したレセプト	2月4日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	3月7日(月)
—	2月18日(金)までに共済センターへ請求書が到着したもの	3月22日(火)

※ 送金予定日

共済組合に到着した請求書等に不備があった場合及び共済組合に登録されている送金先口座情報とゆうちょ銀行の口座が一致しない場合は当該送金予定日に送金されないことがあります。

※ 請求書の提出を要しない高額療養費等の送金予定日

高額療養費等は医療機関から共済組合に送付される診療報酬明細書(レセプト)に基づき、算定・支給します。

一般的に医療機関から共済組合へのレセプトの到着は診療月から2か月後になりますが、レセプトの到着が遅れている場合や公費との精算が必要な場合等は送金が遅れることがあります。

※ 送金されたことの確認

短期給付金が送金された場合は、ゆうちょ銀行の通帳に口座名称(送金元の名称)が「郵政共済 短期経理」と記載されます。

送金予定通知及び送金済通知は行っていないので、記帳の口座名称が「郵政共済 短期経理」であることをもって共済組合から短期給付金が送金されたことを確認してください。

なお、出産費・家族出産費の直接支払制度を利用された場合、共済組合から支払機関(社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会)を経由して医療機関へ出産費・家族出産費を支払うこととなりますが、支払機関へ送金後に組合員あてに送金額及び送金日等を通知します。

【担当(送付先):給付担当】

3. 検診助成金送金等スケジュール

請求締切日等	送金予定日
被扶養配偶者人間ドック検診費助成請求書 (任意継続組合員の被扶養者を除く)	毎月25日までに 共済センターへ 請求書が到着した もの 翌月20日送金 ただし、その日が、土日祝日の 場合は翌営業日となります。 (ただし、記入・押印漏れ、添付 書類の不足等不備がなかった 請求書に限ります)
任意継続組合員人間ドック検診費助成請求書	
がん検診費等請求書(任意継続組合員を除く)	
任意継続組合員脳ドック検診費請求書	
脳ドック検診費請求書(任意継続組合員を除く)	
任意継続組合員がん検診費等請求書	
かんぽの宿・KKR宿泊施設利用手帳の交付	随時対応 随時対応

【担当(送付先):助成担当】

組合員証等は退職時に返納してください!

退職後は、速やかに組合員証(保険証カード・被扶養者分を含む)、限度額適用認定証(該当者のみ)及び特定疾病療養受療証(該当者のみ)を、共済センター(被扶養者・任継担当)あて返納してください。退職(資格喪失)後に組合員証等を病院(医療機関)で使用すると共済組合負担分(医療費等)を返納していただくことになります。

任意継続組合員となることを申し出た場合は、任意継続用の組合員証(被扶養者分を含む)が送付されるまでの間、現在使用の組合員証等を使用できますが、任意継続用組合員証受領後は、速やかに返納してください。

再雇用フルタイム勤務社員として退職後も継続して勤務される方は引き続き現在の組合員証を使用してください。

注意 資格喪失日(退職日の翌日)以降、組合員証(保険証カード)等を使用された場合は、無資格診療となり、医療費等を返還していただくことになりますので、十分注意してください。

【担当：被扶養者・任継担当】

共済センターへの各種申請、届出及び請求等の書類送付にあたってのお願い

日本郵政共済組合共済センターでは、郵政グループ各社の全社員(共済組合員)に関する手続きを全国一括して取り扱っています。そのため、日々多数の申請や届出等が到着しています。

皆さまからお送りいただいた共済センターへの各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため、ご郵送の際にはあて先に必ず担当名を記載していただきますようお願い申し上げます。【担当：総務担当】

日本郵政共済組合(共済センター)への連絡先など

日本郵政共済組合への連絡先や照会先などをまとめて掲載しました。誌面に掲載されている照会先や様式・各種資料などの掲載先及び請求書等の送付先が一度にご確認いただけます。

① 電話による照会は…

日本郵政共済組合コールセンター

電話番号:048-600-1050(平日 午前9時から午後6時)

※ 土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く。

② 最新情報の確認・様式などの入手は…

日本郵政共済組合ホームページ

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいたご照会などを参考に随時更新しています。

式紙・様式類や各種手続きのご案内を掲載していますので、申請及び届出を行う前に必ずご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への様式送付など各種ご要望・お申出は、日本郵政共済組合コールセンターで受付いたします。

日本郵政共済組合モバイルサイト

<http://www.yuseikyo-m.jp>

外出中や自宅にパソコンがないなど、共済組合ホームページをご覧にならない場合や、イベントが発生した時、どのような手続きが必要となるかが御確認いただけます。

※2次元コード(QRコード)からの読み取りもできます。



※2次元コード対応のカメラ付き携帯電話をご利用ください。

③ 各種申請・請求書類のあて先は…

〒330-0081

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター〇〇担当 あて

※ 必ず担当名を記載してください。(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済'09」を参照してください)

「みらい」募集開始!

募集期間:平成22年4月19日(月)～平成22年6月18日(金)まで

制度趣旨

公的年金を補完する社員自身の自助努力の必要性が高まっております。このため、郵政グループのスケールメリットを活かし、社員の生活設計支援に役立つよう共済組合が主体となり団体積立年金保険「みらい」を運営しています。

予定利率は1.25%です(平成22年2月1日現在の明治安田生命(事務幹事)予定利率)。

「みらい」で60歳から10年間、毎月約10万円の年金を準備するには…

◆月払保険料・年金額の例(10年確定年金/60歳年金開始)

契約年齢	月払掛金 (口数)	払込掛金累計額 (ア)	60歳からの年金額	60～69歳の受取年金 累計額(イ)	掛金累計額に対する 年金累計額の割合(イ÷ア)
25歳	23,000円(23口)	9,660,000円	約121.51万円	約1225.1万円	126.82%
30歳	28,000円(28口)	10,080,000円	約124.03万円	約1240.3万円	123.04%
35歳	34,000円(34口)	10,200,000円	約121.79万円	約1217.9万円	119.40%
40歳	44,000円(44口)	10,560,000円	約122.40万円	約1224.0万円	115.90%
45歳	60,000円(60口)	10,800,000円	約121.56万円	約1215.6万円	112.55%
50歳	92,000円(92口)	11,040,000円	約120.69万円	約1206.9万円	109.32%

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。記載の給付額は、明治安田生命(事務幹事会社)の予定利率(平成22年2月1日時点年1.25%)に基づき計算しております。実際に支払われる金額は変動(増減)することがあります。記載の給付額には、毎年の配当金を加算していません。

この制度は、次の生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。明治安田生命(幹事)・富国生命・日本生命・太陽生命・第一生命・住友生命

○今回のお申込で、新規に加入された方、口数の変更をされた方は、平成23年1月から給与控除されます。

きりとり

料金受取人払郵便

さいたま新都心支店
承認

3100

差出有効期限
平成22年10月
30日まで
(切手不要)

330-9890

日本郵政共済組合 共済センター

「みらい」係行

さいたま市中央区新都心 3-1

やまおり

「みらい」で
ゆとりあるセカンド・ライフの準備を!

ゆとりある老後

老後の最低日常生活費

約23.2万円

老後のゆとりのための上乗せ額

約15.1万円

+



ゆとりある老後の生活費(夫婦2人・月額)

約38.3万円

※「ゆとりある老後の生活費」とは、「老後の最低日常生活費」と「老後のゆとりのための上乗せ額」の合計です。

(平成19年12月生命保険文化センター調べ)

在職中早くからコツコツと積み立てることをおすすめします。
月払2口(2,000円)から加入できます。

「みらい」は拠出型企業年金保険です。

拠出型企業年金保険とは、団体の組合員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積み立てを行い、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。詳細につきましてはパンフレットの該当箇所を参照ください。



「みらい」募集開始!

募集期間:平成22年4月19日(月)～平成22年6月18日(金)まで

〈募集は年1回になっております。この機会をぜひご利用ください。〉

資料請求はこちら↓

○「既加入者用口数変更等申込書」は4月19日頃にご自宅あてに郵送予定です。

今からの一步がゆとりの一步!
公的年金を補完する「みらい」で
早いうちからコツコツ積み立てましょう。
月払2口(2,000円)から加入できます。



—ご注意—

- 申込資料をご希望の方は必要事項を記入の上、切り取り、のりしろをのりづけし、投函してください。
- 資料請求用紙1枚につき1セットの送付となりますので、複数お申し込みの場合は、共済センターにお電話いただくか共済組合ホームページからご請求ください。
- 4月19日頃から順次送付希望ご住所あてに発送します。

※共済組合ホームページ上からも資料請求できます。

※制度の内容についての電話のお問合せは...明治安田生命フリーダイヤル0120-737-391(募集期間内専用)

きりとり
のりしろ

団体積立年金保険「みらい」資料請求

※太枠部分をそのままあて名ラベルとして使用しますので、正確にご記入ください。

送付あて先 (ご自宅または勤務先)	〒 _____ _____
ふりがな あて名	(ふりがな) _____ _____ 様
加入資格	●日本郵政共済組合員であること (任意継続組合員及び再雇用フルタイム勤務社員である組合員の方はご加入できませんのでご注意ください。) ●一般型コース(生命保険料控除適用) 加入日(23年1月1日)に満18歳以上58歳未満で、払込満了(60歳)までの期間が2年以上ある方。 ●個年型コース(個人年金保険料控除適用) 加入日(23年1月1日)に満18歳以上50歳未満で、払込満了(60歳)までの期間が10年以上ある方。

のりしろ

のりしろ

のりしろ